

## 空家等の情報提供にかかる協定書

吉川市（以下「甲」という。）と公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会越谷支部（以下「乙」という。）は、吉川市内の空家等の情報提供に関して、下記のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定は、甲が、所有者等の同意に基づき吉川市内に所在する空家等の情報を乙に提供し、また、乙が当該情報を活用することによって、空家等の有効利用に資するとともに、空家等が管理不全な状態になることを防ぎ、市民の安全で安心な生活を確保することを目的とする。

### （甲の役割）

第2条 甲は、市民等から報告を受けた適正な管理が行われていない空家等の情報のうち、所有者等の同意が得られたものについて、乙に提供するものとする。

### （乙の役割）

第3条 乙は、甲から情報提供を受けた空家等の活用方策等を検討するとともに、所有者等と相談のうえ、当該物件を有効活用することができるよう努めるものとする。

### （情報提供の内容）

第4条 甲は、当該空家等について甲が保有する情報で、所有者等の同意が得られたものについて、別紙様式により乙に情報提供するものとする。

### （苦情または紛争の処理）

第5条 この協定に基づく業務に関して苦情又は紛争が発生した場合には、甲乙協議の上、処理するものとする。ただし、空家等情報提供後の事項については、乙の責任において処理するものとする。

### （協定の解除）

第6条 甲又は乙は、この協定に違反したときは、催告しないで協定を解除することができる。なお、協定の解除により、乙に損害が発生した場合であっても甲はその賠償の責を負わない。

### （本協定に関する窓口）

第7条 本協定にかかる業務については、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会越谷

支部を窓口として行う。

(その他)

第8条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲と乙が協議して決める。

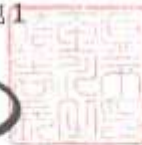
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成30年3月27日

埼玉県吉川市吉川二丁目1番地1

甲 吉川市  
吉川市長

中原 勉



埼玉県越谷市越ヶ谷二丁目18番地23号

乙 公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会越谷支部  
支部長

飯田 秋寿

